

ID: 237

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>加害畜犬に対する処分命令</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市畜犬取締及び野犬掃とう条例 第5条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成18年条例第142号</p>		
<p>【根拠条文】 (加害畜犬に対する処分) 第5条 市長は、人又は家畜に害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及び危害防止のために必要な処置をとることを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>